

## 京都版地域クラブ実施計画（案）

### 〇目次

#### はじめに

#### 1 京都版地域クラブの基本的事項

概要、指導者、参加対象、参加費、実施場所

#### 2 京都版地域クラブの認定要件・手続き・運営方法

認定要件、認定手続き、京都版地域クラブの運営方法（運営団体の設置）

国が示した地域クラブの7要件（※）や手続きについて示し、運営方法については、本市独自の内容として、事務局・相談・研修機能など複合的機能を備えた運営団体を設置することを明記。

（※地域クラブ7要件）

- ①教育的意義の継承、②適切な活動時間、③低廉な参加費、④適切な指導体制、⑤適切な安全体制、⑥適切な運営体制、⑦学校との連携

#### 3 部活動廃止及び京都版地域クラブ・放課後活動の導入時期

廃止・導入時期、移行期の生徒への対応

#### 4 各種大会・コンクール等への参加

#### 5 京都版地域クラブと放課後活動の関係

放課後活動の趣旨、各活動の違い、活動内容例

#### 6 京都版地域クラブの今後の検討事項とスケジュール

（内容別）運営団体設置、実施主体の確保、制度設計や仕組みづくり、実証事業、各種調査の分析、情報発信・広報

（主なもの）

##### （1）運営団体の設置

相談機能や研修機能を備えた運営団体は公募の上、令和9年度に設置。

##### （2）実施主体の確保

部活動種目については、京都版地域クラブの整備予定数を競技・分野別に示したうえで、令和9年1月頃に実施主体の公募を開始し、令和9年4月以降に京都版地域クラブの認定団体と、実施場所等について調整していく。

##### （3）制度設計や仕組みづくり

保護者負担軽減などの制度や施設利用のルールづくり、教職員の兼職兼業に関する制度づくり、指導者の質・量の確保、生徒の移手段等、令和10年からの実施向け検討を進める。

（年度別）別紙スケジュールのとおり

## 〇はじめに

- ・ 本実施計画は、令和7年7月に策定した「京都市学校部活動及び地域クラブ活動推進方針」の具体的な枠組み（※）に関し、より詳細な内容や今後の計画等について定めたものである。

### 【具体的な枠組み】

令和10年9月以降、生徒が平日・休日に関わらず、多様なスポーツ・文化芸術活動等の中から主体的に選択できる環境を目指して、これまでの市立中学校部活動を廃止して、部活動の教育的意義を継承する「京都版地域クラブ」を創設したうえで、各校において「放課後活動」も実施する。

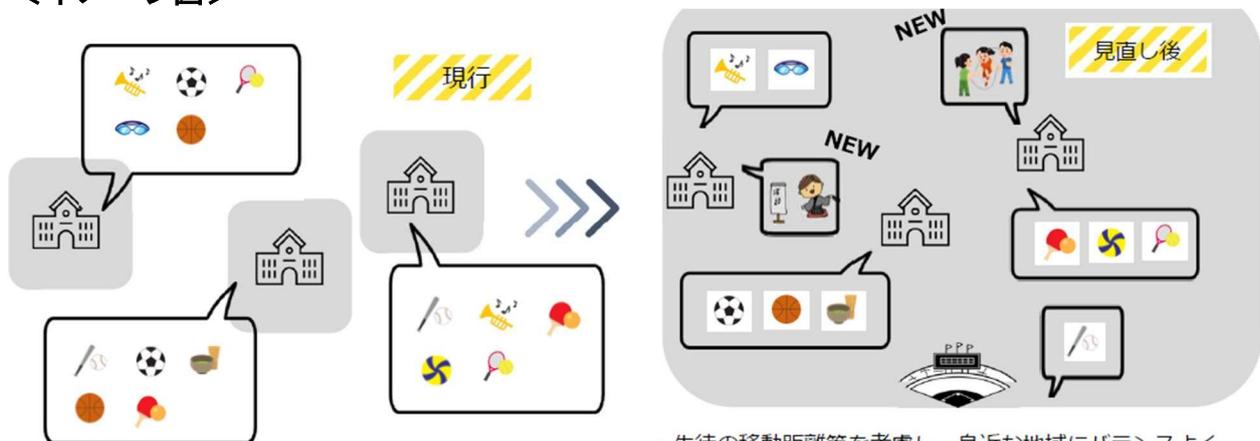
- ・ 令和10年度以降に中学生となる子どもたちをはじめ、その保護者、スポーツ及び文化芸術関係団体の方々、その他広く市民の皆様方に、令和10年9月以降に新設する「京都版地域クラブ」等のより具体的なイメージをもってもらおうと同時に、今後準備を進めていくうえでの共通の道標となることを目指して、本実施計画を策定した。
- ・ 本計画の策定にあたっては、国が令和7年12月に公表した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を踏まえた。

## 1 京都版地域クラブの基本的事項

### (1) 概要

- ・ 部活動の地域展開に伴い、部活動の教育的意義を継承して、新たに創設する活動。
  - ・ 実施主体は地域・民間団体等が担い、学校管理外の活動とする。
  - ・ 実施に際しては、生徒が在籍する学校の枠を越えて、多様な活動の中から選択できる環境を整備するため、生徒の移動距離等を考慮した身近な地域（例：行政区や複数の中学校のまとまり）ごとに、バランスよく活動場所や活動内容を設定する。
- 現在の部活動では、生徒の希望するスポーツ活動や文化芸術活動ができる部活動が学校になかったり、少人数のために団体種目等（野球やサッカー）では実戦的な活動ができなくなったりするなど、様々な課題も生じてきている。
- ・ 実施主体は、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドラインや本実施計画等に基づき、本市において認定する。

### <イメージ図>



・ 学校ごとに様々な部活動（種目）を実施します。

- ・ 生徒の移動距離等を考慮し、身近な地域にバランスよく様々なクラブ（種目）の活動場所を設置します。
- ※ 学校行事や地域行事との関連が深い吹奏楽部については、学校単位の「地域クラブ（管理外）」の設置も含め、今後検討。
- ・ これまでになかった新しい活動も想定しています。
- ・ 活動場所は学校が基本ですが、学校以外の施設利用も想定しています。

## (2) 指導者

- ・ 原則、責任者及び指導に従事する者（補助スタッフ含む）など複数で対応する。
- ・ 指導者資格の取得に努め、本市指定の研修を受講する。
- ・ 市立学校教職員が指導を希望する場合は、所属校を通じて教育委員会に申請する。  
（本市教職員の兼職兼業に関する要綱は別途定める。）

## (3) 参加対象者

### 中学生（※）

- ※ 部活動が廃止される京都市立中学校、義務教育学校後期課程、総合支援学校中等等の生徒を想定するが、国私立、他市町の中学生も参加可とする。
- ※ 小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。

## (4) 参加費

- ・ 参加費は受益者負担とし、国が示す参加費のイメージ（※）等を参考に、可能な限り低廉な金額となるように実施主体において定める。

### ※ 国の参加費のイメージ

- ・ 休日に週1日・月4回程度の活動を実施する場合、月額1,000円～3,000円程度（1回当たりに換算すると250円～750円程度）。
- ・ ただし、あくまでイメージであり、地域の実情や、実施回数、実施体制、競技種目等の特性などの実態を踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。

- ・ 京都版地域クラブの運営に関する補助制度及び保護者負担の軽減のための制度については、別途検討する。

## (5) 活動場所（拠点）

- ・ 活動場所は、市立中学校・義務教育学校施設（グラウンド、体育館、特別教室等）や本市施設、実施主体が拠点とする民間施設等を想定している。
- ・ 京都版地域クラブの実施主体として認定された場合、市立中学校・義務教育学校施設をその活動拠点として優先的に使用できる。
- ・ 学校施設利用のルールに関することや施設使用料、既存の学校施設開放事業とのすみ分けなどの制度の詳細は別途検討する。
- ・ 生徒の移動距離等を考慮した身近な地域（例：行政区や複数の中学校のまとまり）ごとに、バランスよく活動場所や活動内容を設定する（再掲）。
- ・ 活動場所までの移動は、徒歩、自転車、公共交通機関、保護者送迎を想定している。
- ・ 自転車の使用については、保険加入・ヘルメット着用する等、安全確保条件を確認できた場合に限る。
- ・ 学校施設を利用する場合、学校備品（例：サッカーゴール、卓球台、バレーボールの支柱等）は使用可とし、消耗品等は原則実施主体において準備する。

## (6) 整備予定数

現行の部活動種目については、現在の設置状況や数及び部員数、子どものニーズに関するアンケート調査の結果を踏まえて整備予定数を以下のとおりとする。また、部活動にはない種目についても、実施主体の応募状況等を踏まえ、新たに整備していく。

### 【スポーツ種目】

種目・活動内容	区分	北	上京	中京	下京	南	東山	左京	山科	伏見	右京	西京	合計
軟式野球	部活動数	5	3	7	3	5	2	7	7	8	8	6	61
	地域クラブ箇所数												
ソフトボール	部活動数	1	-	-	1	1	-	-	2	3	1	1	10
	地域クラブ箇所数												
男子バレーボール	部活動数	1	-	1	-	3	-	1	1	4	5	3	19
	地域クラブ箇所数												
女子バレーボール	部活動数	4	4	5	2	5	2	5	6	14	9	7	63
	地域クラブ箇所数												
男子バスケットボール	部活動数	4	3	7	2	3	1	6	6	13	4	5	54
	地域クラブ箇所数												
女子バスケットボール	部活動数	4	4	6	2	4	1	4	5	10	5	6	51
	地域クラブ箇所数												
男子ハンドボール	部活動数	-	-	-	-	1	1	1	-	1	1	3	8
	地域クラブ箇所数												
女子ハンドボール	部活動数	-	-	-	-	1	1	1	-	2	1	3	9
	地域クラブ箇所数												
サッカー	部活動数	5	3	6	2	4	1	6	4	18	10	10	69
	地域クラブ箇所数												
男子ソフトテニス	部活動数	2	-	4	1	3	-	5	3	3	3	3	27
	地域クラブ箇所数												
女子ソフトテニス	部活動数	3	4	5	1	4	2	5	5	12	6	5	52
	地域クラブ箇所数												
テニス	部活動数	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	3
	地域クラブ箇所数												
ラグビーフットボール	部活動数	-	2	-	1	3	-	2	3	4	3	1	19
	地域クラブ箇所数												
男子卓球	部活動数	3	1	5	2	2	1	6	5	9	6	3	43
	地域クラブ箇所数												
女子卓球	部活動数	2	-	5	2	2	-	5	5	8	5	3	37
	地域クラブ箇所数												
男子バドミントン	部活動数	2	-	-	-	1	-	2	-	-	4	1	10
	地域クラブ箇所数												
女子バドミントン	部活動数	2	1	1	-	1	-	1	1	4	4	3	18
	地域クラブ箇所数												
陸上競技	部活動数	8	6	12	4	6	2	10	6	21	16	12	103
	地域クラブ箇所数												
水泳競技	部活動数	6	5	2	-	-	-	5	-	7	4	4	33
	地域クラブ箇所数												
剣道	部活動数	4	-	2	2	2	-	5	10	8	6	4	43
	地域クラブ箇所数												
柔道	部活動数	-	-	2	2	6	-	-	3	3	4	4	24
	地域クラブ箇所数												
相撲	部活動数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	3
	地域クラブ箇所数												
体操	部活動数	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4	1	6
	地域クラブ箇所数												
リトミック	部活動数	-	-	-	-	-	-	2	-	5	2	2	11
	地域クラブ箇所数												
ダンス	部活動数	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	1
	地域クラブ箇所数												
計	部活動数	56	36	73	27	57	14	80	72	158	112	92	777
	地域クラブ箇所数												

## 【文化芸術種目】

種目・活動内容	区分	北	上京	中京	下京	南	東山	左京	山科	伏見	右京	西京	合計
吹奏楽	部活動数	4	2	6	2	5	2	6	5	14	8	8	62
	地域クラブ箇所数												
美術・工芸	部活動数	4	4	6	2	4	2	6	6	15	9	8	66
	地域クラブ箇所数												
家庭科	部活動数	-	1	2	1	3	-	3	2	7	3	1	23
	地域クラブ箇所数												
放送	部活動数	2	1	2	1	-	-	2	2	3	3	2	18
	地域クラブ箇所数												
パソコン	部活動数	-	2	2	1	2	-	1	1	2	3	4	18
	地域クラブ箇所数												
自然科学、科学・技術	部活動数	-	1	2	-	1	1	4	2	6	3	-	20
	地域クラブ箇所数												
園芸	部活動数	1	-	-	1	1	1	2	1	3	1	-	11
	地域クラブ箇所数												
茶道	部活動数	2	-	-	-	-	1	1	-	1	1	-	6
	地域クラブ箇所数												
合唱・コーラス	部活動数	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	3
	地域クラブ箇所数												
総合文化部	部活動数	-	-	-	-	-	-	2	-	-	1	-	3
	地域クラブ箇所数												
演劇	部活動数	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	3
	地域クラブ箇所数												
文芸	部活動数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
	地域クラブ箇所数												
その他伝統文化	部活動数	-	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	4
	地域クラブ箇所数												
その他	部活動数	-	-	-	-	-	-	-	2	2	-	2	6
	地域クラブ箇所数												
軽音楽	部活動数	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	2
	地域クラブ箇所数												
茶華道部	部活動数	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	地域クラブ箇所数												
将棋	部活動数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	地域クラブ箇所数												
日本音楽	部活動数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
	地域クラブ箇所数												
ボランティア	部活動数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	地域クラブ箇所数												
計	部活動数	14	12	24	9	16	7	29	22	57	35	26	251
	地域クラブ箇所数												

## 2 京都版地域クラブの認定要件・手続き・運営方法

### (1) 認定要件

京都版地域クラブの主な認定要件は、以下の①～⑦のとおりとする。

**① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものである。**

- ・ 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動である。
- ・ 競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではない。
- ・ 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れる。
- ・ 勝つことのみを重視する活動は行わない。

**② 適切な活動時間や休養日が設定されている。**

- ・ 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とする。そのうえで、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動内容となっている。
- ・ 年間の活動計画や毎月の活動計画を策定し公表している。

**③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されている。**

- ・ 国が示す参加費のイメージ等を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されている。

**④ 適切な指導体制が確保されている。**

- ・ 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、生徒同士のこうした行為も許さない。
- ・ 本市が定める研修を受講し、本市に登録された指導人材が活動に携わる。
- ・ 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わる。
- ・ 日本版DBS(※)を遵守する。

※ 子供と接する仕事に就く人の性犯罪歴を確認し、子供の性被害を防止するための制度

### ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されている。

- ・ 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底する。
- ・ 万が一の事故発生には、責任を持って対応できるよう、危機管理マニュアルを作成し、指導者も理解している。
- ・ 参加者及び指導者が、自身のケガ等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入している。

### ⑥ 適切な運営体制が確保されている。

- ・ 次の内容を含む規約等を作成・公表している。
  - ア 団体の目的、役員を選任・解任に関すること。
  - イ 総会の運営など団体の意思決定に関すること。
  - ウ 会員の入退会や参加費等に関すること。
  - エ 予算・決算の審議・承認に関すること。
- ・ 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われている。
- ・ 営利を主たる目的とせずに運営する。
- ・ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力する。

### ⑦ 学校等との連携が適切に行われている。

- ・ 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理する。
- ・ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行う。
- ・ 学校施設を利用する場合は、平日の学校の完全下校時刻である午後5時までは学校教育活動を優先とする。

## (2) 認定についての概要、手続き等

### ア 概要

- ・ 本市が募集要項を示して実施主体を公募し、以下の手続きに沿って認定する。
  - ① 地域クラブ活動の実施主体から運営団体を通じて本市に申請。
  - ② 本市による審査を経て、条件に合致すれば「京都版地域クラブ」として認定。
- ・ 京都版地域クラブの認定の有効期間は、最大3年間とし、認定を受けた日の属する年度の翌々年度末までとする。
- ・ 認定クラブに対しては、必要な支援を行う。
- ・ 本市は、運営団体等を通じて取組状況等を確認し、認定の取消しを行う場合がある。

### イ 認定手続きや取消等

- ・ 本市は上記2（1）に示す認定要件等の詳細を記載した募集要項を示して実施主体を公募する。
- ・ 認定にかかる申請は、京都版地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請をとりまとめて、本市に提出する。
- ・ 本市は、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査し、認定要件を満たすと認めるときは認定を行い、運営団体を通じて認定された団体に通知する。
- ・ 認定を受けた後、認定要件に変更が生じた時、又は実施主体が認定を受けた京都版地域クラブ活動を廃止する場合は、本市に届け出る。
- ・ 認定を受けた京都版地域クラブが、以下のいずれかに該当する場合には、認定を取り消す。
  - ① 不正な手段により認定を受けたとき
  - ② 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
  - ③ 運営団体・実施主体から認定取り消しの申出があったとき

### ウ 支援

- ・ 本市は、運営団体を通じて、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行う。
- ・ 本市は、認定クラブについて、必要な支援を行う。  
(支援の例)
  - ① 生徒・保護者等に対する情報提供（認定クラブの紹介など）
  - ② 認定クラブの運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）
  - ③ 認定クラブでの指導を希望する教職員等の兼職兼業の促進 など

### (3) 京都版地域クラブの運営方法（運営団体の設置）

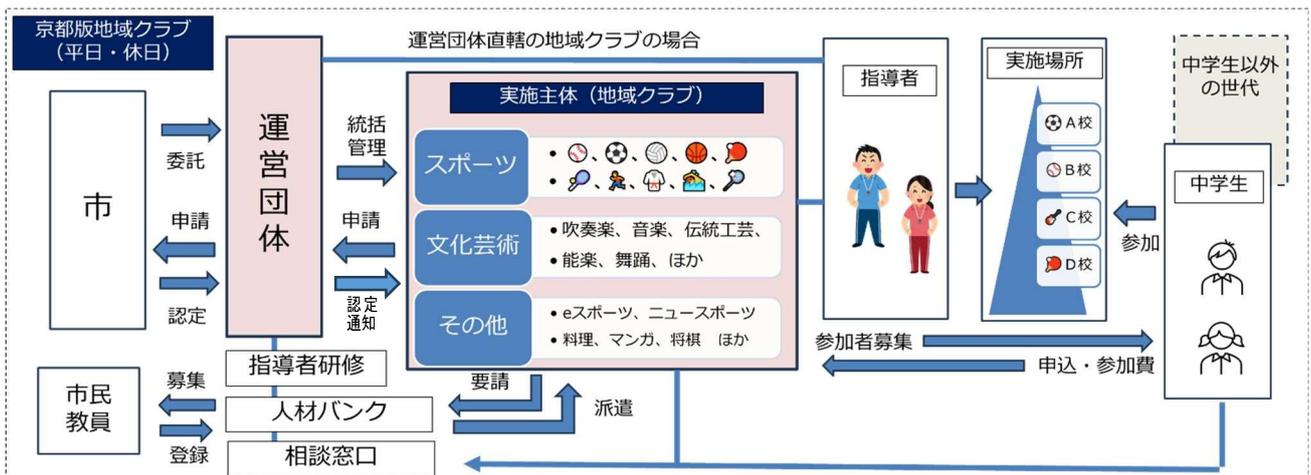
本市は、上記2（1）及び（2）に示す認定要件や認定手続きに基づき、京都版地域クラブの認定、取り消し、必要な支援などを行うほか、事業を円滑に実施することを目的として、事務局機能や研修・相談機能、コーディネート機能等を担う運営団体を設置する。

運営団体は、市の委託を受け、主に以下の業務を行う。

#### 【運営団体の主な業務】

- ・実施主体から提出された認定申請の集約、認定通知に関すること
- ・人材バンクの運営、指導者派遣に関すること
- ・学校と実施主体間の連絡調整に関すること、コーディネート業務
- ・指導者育成、研修に関すること
- ・広報、情報発信に関すること
- ・相談窓口の設置など、相談業務に関すること など

#### (イメージ図) 実施主体・運営団体・本市の関係



#### (役割分担)

- 実施主体** 指導者を置き、生徒に対して活動の場を提供する。
- 運営団体** 市の委託を受け、実施主体の事務局機能、研修機能、相談機能等を担う。
- 京都市** 京都版地域クラブの認定や必要な支援等を行い、運営団体を通して事業全体を統括する。

### 3 部活動廃止及び京都版地域クラブ・放課後活動の導入時期

#### (1) 部活動廃止時期

京都市立中学校の部活動は、令和8年度に入学した生徒（現小●生）が、最終学年となる令和10年夏大会まで継続できるよう、原則8月末まで実施（原則8月末で廃止）する。

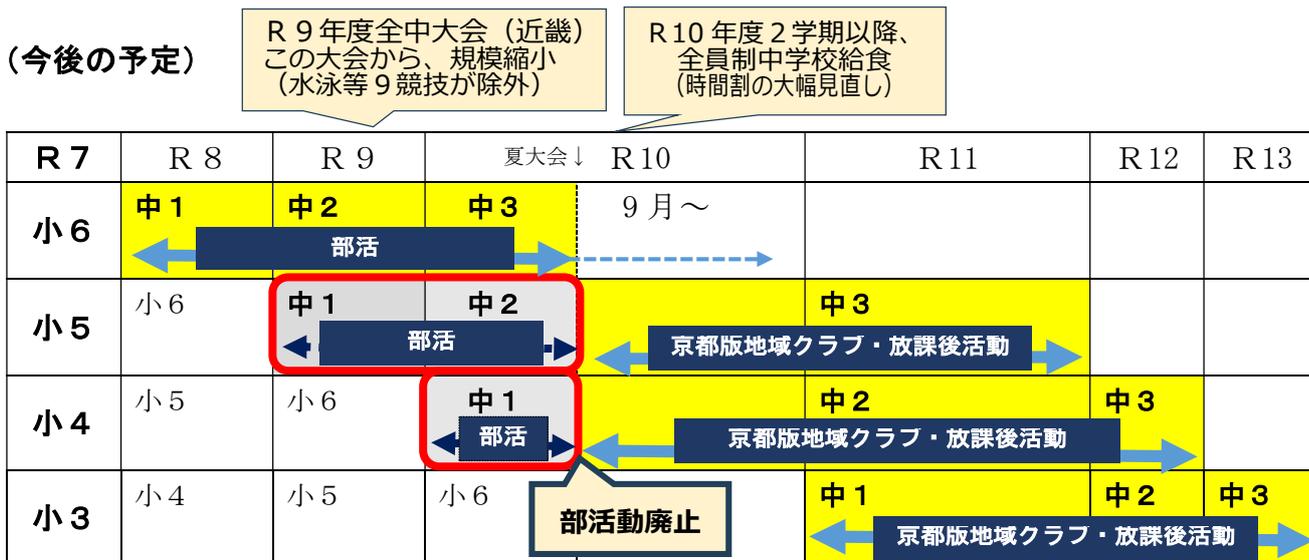
ラグビーや駅伝、文化部など、種目により秋・冬に大会・コンクールがある場合は、その期間まで柔軟に対応する。（下表の ----> 部分）

#### (2) 京都版地域クラブ・放課後活動の導入時期

京都市立中学校の部活動廃止に伴い、令和10年9月以降、部活動に代わる新たな取組として、京都版地域クラブを設置し、放課後活動も実施する。

#### (3) 移行期の生徒への対応

部活動が廃止される令和10年度に中1生・中2生となる移行期の生徒については、京都版地域クラブへの円滑な接続に向け、引き続き検討する。



### 4 各種大会・コンクール等への参加

全国中学校体育大会、全国中学校吹奏楽コンクールなど、学校単位を基本とした中学校体育連盟、全国吹奏楽連盟等が主催する大会の参加資格や参加条件等については、主催者の規定に基づくこととする。

上記を含め京都版地域クラブが参加できる大会やコンクール等については、今後、その参加資格や参加条件等を本市がとりまとめて、広く情報発信を行う。

## 5 京都版地域クラブと放課後活動の関係

### (1) 放課後活動の趣旨・概要

「京都版地域クラブ」は従来の部活動の教育的意義を受継ぐ活動として、生徒にとってより選択肢が広がるような、在籍する学校の枠を越えて参加ができる、地域指導者等による学校管理外の取組であることに対して、「放課後活動」は、本市独自の取組として、平日放課後に、生徒が主体的に活動できる機会として、各学校体制等の状況に応じ、在籍生徒を対象に行う取組であり、教員は、必ずしも、従来の学校部活動の顧問のような指導者としてではなく、生徒の主体的な活動に対し、教育的配慮をしながら側面支援として関わるものである。

### (2) 学校部活動、京都版地域クラブ、放課後活動の違い

	～令和10年8月	令和10年9月～	
	学校部活動	京都版地域クラブ	放課後活動
実施主体	学校	地域・民間の団体	学校
管理内外	学校管理内	学校管理外	学校管理内
指導者	教職員（技術指導有） 部活動指導員	地域・民間の指導者 （教職員の兼職兼業も想定）	教職員（技術指導原則無） 外部人材
対象者	在籍校生徒	在籍校生徒、他校生徒等	在籍校生徒
活動場所	在籍校	在籍校、他校、地域の施設等	在籍校
費用負担	保護者負担	保護者負担	原則不要
活動内容	学校が決定	地域クラブが決定	学校が決定
活動日時	平日・休日	平日・休日	平日（17時まで）

### (3) 放課後活動の活動内容例

放課後活動の内容は、部活動を拠り所としていた生徒たちの居場所作り、スポーツ活動や文化活動、授業と関連付けた活動、資格の取得や補習のために集まる期間限定の活動、地域と連携した取組や、球技大会・文化祭等の学校行事活動に関連させた取組など、学校教育目標や目指す生徒像、育成したい資質・能力を考えながら、学校ごとに任意で決定する。

### (4) 今後の方針

実施体制や週当たりの実施回数、留意点などを示す「放課後活動ガイドライン」は、令和9年度中を目標に、別途、京都市立中学校長会と連携して定める。

## 6 京都版地域クラブの今後の検討事項とスケジュール

(主に令和8年度から9年度にかけて実施するものを掲載)

### 内容別

#### (1) 運営団体設置に向けた検討・準備に関すること

##### ア 運営団体の公募（令和9年3月頃）

事業の円滑な実施に向け、事業を統括する運営団体を設置するため、本市、運営団体、実施主体との関係を整理したうえで、本事業にかかる事務局機能や相談、研修等の機能を持つ運営団体の役割、業務内容、応募条件等を示した募集要項を作成し、公募する。

##### イ 運営団体の選定・業務内容や機能の協議（令和9年4月以降）

募集要項に基づき、審査したうえで、運営団体を決定し、運営団体に設置する機能の具体的な内容、体制等について協議する。

#### (2) 実施主体の確保に向けた検討・準備に関すること

##### ア 実施主体の募集要項の作成・公募（令和9年1月頃）

「京都版地域クラブ」を生徒の身近な地域に整備するにあたり、募集方法、応募条件、京都版地域クラブの認定効果等を示した募集要項を作成し、公募する。

##### イ 各種団体等への働きかけ

各種団体等を対象とした説明会の実施のほか、参入意向調査（令和7年11～12月実施）で参入意向を示した団体をはじめ、保留又は未回答であった団体に対して、働きかけを行う。

##### ウ 実施主体の認定・実施場所等の調整（令和9年4月以降）

応募のあった団体に対して、募集要項に基づき審査し、令和10年9月から活動する京都版地域クラブを実施主体として認定したうえで、実施場所、実施日数、実施時間等を調整する。

##### エ 公募では設置困難な地域や種目等への対応（令和9年7月以降）

公募により京都版地域クラブを整備していくことを基本とするが、公募では設置が困難な地域や種目等については、本市主導で実施主体を設置したり、運営団体が実施主体を兼ねたりするなど、地域や種目間で設置数に著しい偏りが生じないように方法を検討する。

##### オ 指導を希望する教職員の把握・仕組みづくり（令和8年8月以降）

教職員の兼職兼業に関するルールを示したうえで、教職員に対する京都版地域クラブへの従事等意向調査を行い、指導を希望する教職員が京都版地域クラブで活動するための仕組みづくりを検討する。

### (3) 制度設計・仕組みやルールづくりに関すること

#### ア 実施主体の運営補助に関する制度づくり（令和8・9年度）

京都版地域クラブの設置運営にあたり、実施主体において導入時に必要な経費補助、参加費を低廉な価格におさえるための補助など、実施主体の運営に関する補助制度を検討する。

#### イ 保護者負担の軽減に関する制度づくり（令和8・9年度）

家庭の経済的な状況に左右されず、京都版地域クラブへの参加を希望する全ての生徒が参加しやすい環境を整備するため、会費負担への支援策や経済的に困窮する世帯への補助制度など、京都版地域クラブの費用負担を軽減する制度を検討する。

#### ウ 学校施設の管理方法や施設利用のルールづくり（令和8・9年度）

京都版地域クラブの活動拠点は主に市立中学校等を想定しているが、学校教育施設を使用する場合、鍵の管理方法、責任の所在、自転車の駐輪場所、使用する際の基本的なルールなど、従来使用している地域団体と調整しながら、学校教職員が負担とならないような仕組みを検討する。

#### エ 教職員の兼職兼業についてのルールづくり（令和8年度）

本市立学校教職員が、報酬の有無に関わらず京都版地域クラブの指導を希望する場合、本市として兼職又は兼業について積極的に認めていく方針を明確にしつつ、その条件、手続き、留意事項などについて規定した制度を構築し、実証的な取組を進める。

#### オ 指導者確保に向けた仕組みづくり（令和8・9年度）

京都版地域クラブの実施に当たっては、基本的に、実施主体が独自に指導者を確保し、本市の認定を受けたうえで、参加生徒を募集して活動を開始することを想定しているが、実施主体の要請等に応じて、活動場所に指導者を派遣したり、本市主体で実施主体を創設したりすること等も想定して、広く市民等から指導者を募り、人材バンクに登録する仕組みを構築する。

#### カ 指導者の養成、資質向上に向けた仕組みづくり（令和8・9年度）

京都版地域クラブの指導者については、本市が定める研修等の受講を義務づける予定であるが、研修内容、受講日数の研修カリキュラムのほか、日本スポーツ協会や大学などに既に設置されている研修科目の活用など、指導者の養成、資質向上に向けた仕組みを構築する。

#### キ 参加する生徒の移動手段に関する安全対策等の検討（令和8・9年度）

京都版地域クラブの活動拠点は、生徒が在籍校の枠を越えて参加する取組であることから、活動場所までの移動手段や各手段に応じた安全上の留意事項を整理するなど、生徒が安心して活動場所へ移動できる仕組みを検討する。

#### (4) 実証事業の実施、モデル実施に関すること（令和8・9年度）

令和10年9月からの京都版地域クラブの本格実施に向け、引き続き、国の実証事業を活用するなどして、以下のような取組を計画的に推進する。

- ・ 学校の枠を越えた拠点校での活動実施（管理内・管理外）
- ・ 京都版地域クラブでの指導を希望する教職員の兼職兼業制度の試行実施
- ・ 京都版地域クラブの体験会の実施  
（例）活動拠点における体験会の実施  
教員の兼職兼業による指導の実施

#### (5) 各種調査の分析及び新たな調査の実施に関すること（令和8・9年度）

必要な調査を実施・分析し、京都版地域クラブや放課後活動等の設置に生かす。

##### （実施済の調査）

- ・ 参入意向等調査〔予備調査〕（令和7年11～12月実施）
- ・ 子どものニーズに関するアンケート調査（令和8年2月実施）

##### （今後実施予定の調査）

- ・ 学校施設、貸出備品等調査（令和8年4月以降実施）
- ・ 保護者調査
- ・ 教職員に対する京都版地域クラブへの従事等意向調査 など

#### (6) 情報発信・広報に関すること（随時）

##### ア 説明会等の開催

本実施計画策定時、実施主体募集要項策定時、人材バンク設置時など、具体的な制度や内容が決まった段階で、随時市民や関係者等に幅広く広報、情報発信するとともに、大学、関係団体等に対して説明会を実施する。

##### イ 情報提供

京都版地域クラブの登録状況など、体験会の実施、体験会等の情報など、様々な情報をタイムリーに発信する。

##### ウ 全市のスポーツ・文化芸術活動の資源マップづくり

京都版地域クラブをはじめ、民間や地域にあるスポーツや文化芸術活動など、様々な活動の中から、子どもたちが興味関心に応じて選択できるよう、市内のスポーツ資源や文化芸術資源を集約したマップづくりを検討する。

#### 年度別

具体的なスケジュールについては、P15～P16の表を参照



